

2022年1月14日

役員候補者選挙実施要綱

選挙管理委員長 神崎 良子

役員選挙規程第6条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員候補者選挙実施要綱として定める。なお、本実施要綱に記載の「当選(人)」とは、社員(評議員)による役員候補者選出投票を行い、その得票順位が定数内に含まれた者を言う。

1. 選挙人、被選挙人について

(1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

(2) 選挙人、被選挙人資格について

- 1) 選挙人は2022年1月18日(火)(選挙告示日)の時点において、社員(評議員)として登録されている者とする。被選挙人は2022年1月18日(火)(選挙告示日)の時点において、正会員(専門会員)として登録されている者とする。

(注) 選挙人は、被選挙人を兼ねることはできない。選挙人が被選挙人となった場合、投票権を失うものとする。

2) 選挙人名簿の作成

2022年1月18日(火)(選挙告示日)時点の会員台帳をもとに、研究会で選挙人名簿を作成する。

2. 選挙の告示について

(1) 役員候補者選挙告示日は2022年1月18日(火)とする。

役員候補者選挙告示は、学会連合ホームページに掲載する。

3. 立候補の受付について

(1) 受付時期

1) 立候補受付期間は、2022年2月1日(火)正午～2月8日(火)正午とする。

2) 立候補を辞退する場合の締め切りは、2022年2月15日(火)正午とする。

(2) 名簿掲載順位・投票画面掲載順位

名簿掲載順位・投票画面掲載順位は、当該候補者における最終申請日時順とする。

(3) 立候補者が定数に満たない場合

1) 立候補者が選挙定数に満たない場合(理事3名未満)は、選挙規程第17条第1項第6号に従い、その旨を当該理事会へ報告する。

2) 報告を受けた理事会は、役員の選出が行われる次期定時総会に理事候補を推薦する。

(4) 立候補届の様式

1) 届出方法

- ・ i-vote 役員選挙サイトへアクセスし立候補の届出を行う。
- ・ i-vote 役員選挙サイトへアクセス後、氏名、年齢、所属、立候補趣旨および役員歴等を指定された箇所に入力する。
- ・ 立候補趣旨および役員歴は、その合計がスペースを含んで 1000 字以内とし、別途写真をアップロードする。

2) 写真

本人のみ、上半身、脱帽、カラー、告示日から 3 ヶ月以内に撮影したもの。デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。履歴書等の証明写真に準ずるものとする。

(5) 選挙運動にインターネットを利用する際の届出

SNS やホームページを利用した選挙運動を行う場合、当該 SNS のアカウント名やホームページの URL を記載し、当該選挙管理委員会のメールアドレス宛に提出を行う。

4. 立候補届の受理

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。

Web による受付が完了すると、メールが自動送信されるが、これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり、立候補届の正式受理を意味するものではない。

(2) 受理

立候補届受付後、当該選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、立候補届出受領書を交付する。また、受理後であっても明らかな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補の辞退

立候補辞退届を受理した際には、立候補辞退届出受領書を交付する。

5. 立候補者一覧および選挙公報、投票用 ID、パスワードについて

(1) 投票用 ID、パスワード

投票用 ID、パスワードについては、選挙管理委員会より後日、配信致します。

(2) 立候補者公表 立候補者の氏名や趣旨の公表については、2022 年 2 月 22 日 (火) 午前を目途に学会連合 HP 上から閲覧できるようにする。

6. 選挙運動

(1) 注意事項

立候補者は、公序良俗に反する選挙運動、公職選挙法に抵触する運動を行い、または関与してはならない。これに違反したと当該選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。

選挙違反の適用は公職選挙法を参考とする。具体的な選挙運動の内容については、別紙「選挙運動について」参照。

(2) 選挙運動期間

選挙運動期間は、立候補者公表～2022年3月14日（月）までとする。

7. 投票について

(1) 投票期間：2022年3月1日（火）正午～3月15日（火）正午

(2) 投票方法：i-vote 役員選挙投票サイトへアクセスする。

投票は定数内連記方式とする。

(3) 立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

8. 開票について

(1) 開票日 2022年3月15日（火）13時～

(2) 当選(人)について

1) 定数内連記投票では、得票数の多い者から順に、その役員の定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。

2) 当選最下位同数得票者については、立合人同席のもと、開票終了後1週間以内に立候補者によるくじにより、当選人を決定する。くじ引きに参加できない立候補者は他の者に委任することができる。立候補者および関係者はくじ引きの日を指定できない。

3) 法人学会や研究会の理事に就任することができないことが判明した場合は、当選後であっても取り消すことがある。

4) 立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。

(5) 選挙結果は、2022年3月15日（火）に学会連合HP上で発表する。

9. 異議申立について

(1) 異議申立の期間は選挙結果公表～2022年3月22日（火）正午までとする。

(2) 異議申立の受付は電子メールによるものとする。

申立先は当該選挙管理委員長とする。

電子メールアドレス：senkyo(a)whmh.jspt.or.jp

※ 電子メール送信時は(a)を@に変えてください

10. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を当該選挙管理委員長の名前で発行する。

11. 問合せ

選挙管理委員長 神崎 良子

電子メールアドレス：senkyo(a)whmh.jspt.or.jp

※ 電子メール送信時は(a)を@に変えてください

以上